

職場実習及び実戦実習実施要領の制定について

発出年月日：平成 27 年 6 月 15 日
文書番号：沖例規教第 1 号／務第 8 号／監第 1 号／学第 1 号／生企第 4 号／地第 2 号／刑
企第 5 号／交企第 3 号／備一第 2 号
公表範囲：概要

改正 平成 29 年 10 月 10 日沖例規教第 5 号／学第 4 号 令和 3 年 3 月 18 日沖例規教第 1 号／学第 1 号

採用時教養期間中の実習については、これまで職場実習及び実戦実習実施要領の制定について（平成 17 年 4 月 1 日付け沖例規教第 3 号ほか。以下「旧要領」という。）により実施してきたところであるが、この度、旧要領に定める職場実習実施要領及び実戦実習実施要領の両要領を整理統合するとともに内容の見直しを行い、別添のとおり「職場実習及び実戦実習実施要領」（以下「新要領」という。）を制定し、平成 27 年 6 月 15 日から実施することとしたので、平成 27 年 4 月 1 日以降に採用された巡査に対する職場実習及び実戦実習については、新要領に基づき、効率的かつ効果的に推進されたい。

なお、旧要領は、平成 26 年度中に採用された巡査に対する採用時教養が修了する平成 27 年 12 月 31 日付けで廃止する。